

国立大学法人一橋大学 組織としての利益相反マネジメントガイドライン

(令和5年1月1日制定)

(令和6年10月18日改正)

利益相反マネジメント委員会

1. はじめに

近年産学連携活動の在り方は多様化し、組織間連携（包括連携）、寄附講座・寄附講義の設置、民間企業と大学間のクロスアポイントメント制度の実施など、大学組織と民間企業との連携との関係性は緊密化する傾向にある。このような本格的な連携は、イノベーションの創出に寄与するものと期待されている一方で、大学は一定規模を超える利益を獲得することとなるため、大学として産学連携の推進を標榜すると同時に、大学という組織の利益相反をマネジメントすることは必須である。

本ガイドラインは、国立大学法人一橋大学利益相反マネジメント規則（以下「規則」という。）第25条に基づき、本学における組織としての利益相反マネジメントの実施及び留意事項について定めるものである。

2. 組織としての利益相反とは

組織としての利益相反とは、大学自身が、企業、国又は地方公共団体の行政機関その他の団体（以下「企業等」という。）との産学連携活動や株式保有等を通じ一定の利益を獲得することにより、大学として果たすべきミッションや社会的責任に関して当該利益の存在によりバイアスがかかること、又はバイアスがかかるのではないかと国民や社会が懸念する状況にあることである。

産学連携を推進するにあたり、大学としての使命を全うしながら、説明責任を果たし、社会的信頼（インテグリティ）を維持・確保するために行われるのが、組織としての利益相反マネジメントである。

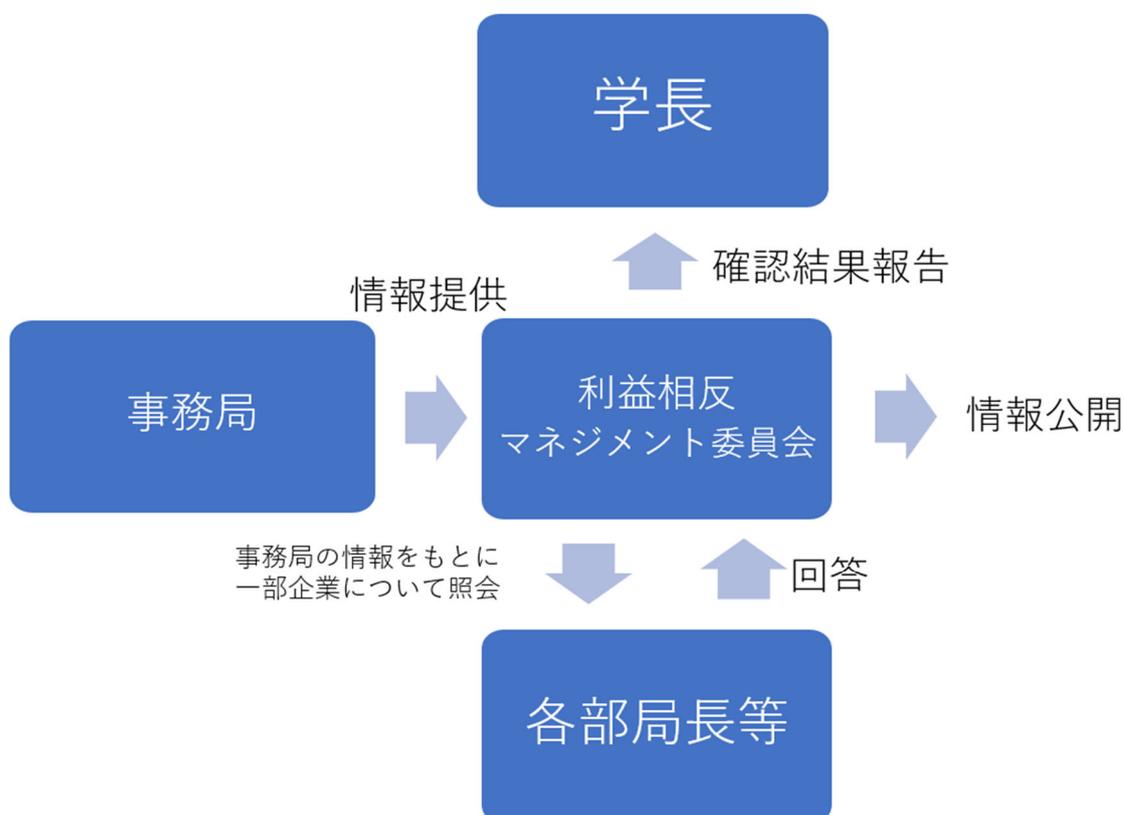
3. 本学における組織としての利益相反マネジメントの対象範囲

規則第4条に基づき、具体的な組織としての利益相反マネジメントの対象範囲を、以下に定める。

- ① 本学や本学の各部局が主体となり、企業等と組織としての連携活動を行う場合
- ② 単一の企業等から年間500万円以上の金銭又は便益の供与（物品・サービスの供与を含む。）を受ける場合
- ③ 単一の企業等から年間1,000万円以上の物品・サービス等を購入する場合
- ④ 公開会社のエクイティ（※株式、出資金、新株予約権（ストックオプションを含む。）、受益権等）を5%以上若しくは未公開会社のエクイティを取得・保有する場合、又は1円以上の事業への出資を行う場合
- ⑤ 本学が保有する知的財産権の実施により収入を得る場合

4. 組織としての利益相反マネジメントの実施の流れ及び実施体制図（規則第16～19条）

- (1) 利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）は、事務局から得た情報を用いて組織としての利益相反のマネジメント対象となる企業等を抽出のうえ、組織の利益相反に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成し、部局長等に照会を行う。
- (2) 委員会は、報告書の内容に基づき、本学と対象企業等との間に発生した取引や契約等が適正かつ公平に実施されているかどうか、回避すべき利益相反がないかどうかの確認を行う。
- (3) 委員会は、回避要請が必要と認められる組織の利益相反を確認した場合には、学長に報告する。学長は、報告を受けた場合、当該報告に係る組織の利益相反が回避されるよう管理を行う。また、学長は、教職員等が当該報告に係る組織の利益相反の回避ができるように監督を行う。
- (4) 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で大学HPに掲載し、社会に対する説明責任を果たす。



5. 報告書の様式

組織の利益相反に係る報告書

企業名	関係記入欄
A社	
B社	
C社	
⋮	

(1) 本部へ照会し、利益相反マネジメントの対象となる企業を抽出

(2) 記入があった場合、当該企業との関係について重点的に状況把握すべきかを確認